

目 次

取扱い資料について

◇ 取扱い資料について	1
-------------	---

法第2条 用語の定義

◇ 土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱いについて	2
◇ ビニールハウスについて	3
◇ グループホームについて	4
◇ サービス付き高齢者向け住宅について	5
◇ 主要構造部について	6
◇ 屋根の改修に関する取扱いについて	7
◇ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面について	8
◇ 耐火構造の壁その他これらに類するものについて	9
◇ 地階における延焼のおそれのある部分について	10
◇ 自動車車庫の開放部について	11
◇ 層間変形角の簡易な確認方法について 〈令第109条の2の2〉	12
◇ 改築について	13
◇ 用途上不可分の関係について 〈令第1条〉	14

法第6条 建築物の建築等に関する申請及び確認

◇ 確認申請受理後、審査中に計画の変更が生じた場合の事務処理について	15
◇ 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の確認申請について 〈令第80条の3〉	16

法第7条の6 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

- ◊ 仮使用認定について 17

法第20条 構造耐力

- ◊ 補強コンクリートブロック塀の高さの取り方について〈令第62条の8〉 20
- ◊ 柱の小径の2倍以内の距離にある部分について〈令第77条〉 21

法第26条 防火壁等

- ◊ 自立する構造について
〈令第113条、令和元年国土交通省告示第197号第1第2号〉 22

法第27条 耐火建築物等としなければならない特殊建築物

- ◊ 用途に供する部分について〈令第115条の3〉 23
- ◊ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものについて〈令第116条〉 24

法第28条 居室の採光及び換気

- ◊ 公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面について〈令第20条〉 25
- ◊ 温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他
用途上やむを得ない居室について 26
- ◊ 換気に有効な部分について 27
- ◊ 天井面に高低差をつけて換気口を設けている場合の有効開口面積の算定について
〈令第20条の2〉 28
- ◊ 換気上有効な開口部について〈令第20条の3〉 29

法第30条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁

- ◊ 長屋の構造について 30

法第35条 特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準

◇ 避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものについて 〈令第121条〉	3 1
◇ 複合用途の建築物における直通階段の共用について 〈令第121条〉	3 2
◇ 個々に間仕切りされた室を同一防煙区画とみなす場合について 〈令第126条の2、令第126条の3〉	3 3
◇ 避難経路における排煙設備の設置の免除について 〈令第126条の2〉	3 4
◇ 自然排煙口の設置位置と外部空間との関係について 〈令第126条の3〉	3 5
◇ 手動開放装置について 〈令第126条の3〉	3 7
◇ 非常用進入口に設ける3階以上の階について 〈令第126条の6〉	3 8
◇ 敷地内の通路について 〈令第128条〉	3 9

法第36条 この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準

◇ 防火区画を構成する床・壁の範囲について 〈令第112条〉	4 0
◇ 倉庫とその他の部分（管理事務所等）との異種用途区画について 〈令第112条〉	4 1
◇ 防火上主要な間仕切壁の範囲について 〈令第114条〉	4 2

法第42条 道路の定義

◇ 崖地、川、線路敷地その他これらに類するものについて	4 3
-----------------------------------	-----

法第44条 道路内の建築制限

◇ アーケードに面して建築する場合の留意事項について 〈令第145条〉	4 4
---	-----

法第48条 用途地域等

◇ 用途地域の規定における床面積の制限について	4 5
◇ 商品である自動車を展示する建築物の用途について	4 6
◇ 屋外で物品を販売し、これらの事務を処理するための建築物について	4 7
◇ 工場について	4 8
◇ コインランドリーの作業場の範囲について	4 9
◇ 長屋住宅で店舗等を兼ねるものについて 〈令第130条の3〉	5 0

◇ 日用品の販売を主たる目的とする店舗について 〈令第130条の3〉	51
◇ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものについて	52
◇ 「スーパー銭湯」の第1種低層住居専用地域内の立地について	53
◇ 一戸建ての住宅に附属する農業のための納屋について	54
◇ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するものについて	55
◇ 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物について 〈令第130条の9〉	56
◇ 引火性溶剤を用いるゴム製品の製造について	57

法第52条 容積率

◇ 特定道路に接続する前面道路の幅員が変わる場合について 〈令第135条の18〉	58
◇ 特定道路からの延長に応じて定める数値と当該数値を加える前面道路の幅員について 〈令第135条の18〉	59

法第53条 建蔽率

◇ 内角120度の測定について	60
◇ 公園、広場、河川その他これらに類するものについて	62

法第54条 第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離

◇ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面について	64
◇ 外壁の後退距離に対する制限の緩和について 〈令第135条の22〉	67

法第56条 建築物の各部分の高さ

◇ 後退距離の算定について	69
◇ 前面道路の路面に勾配がある場合の高さの算定方法について 〈令第130条の12〉	71
◇ 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分について 〈令第130条の12〉	72
◇ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値等について 〈令第130条の12〉	73
◇ ポーチその他これに類する建築物の部分について 〈令第130条の12〉	74
◇ 網状その他これに類する形状について 〈令第130条の12〉	75

◇ 挖込車庫について 〈令第130条の12〉	76
◇ 公園、広場、水面その他これらに類するものについて 前面道路をはさんで高架の道路又は線路敷がある場合の前面道路の路面の 高さ及び反対側の境界線 について 〈令第134条〉	77
◇ 公園（都市公園法施行令（昭和31年制令第290号）第2条第1項 第1号に規定する都市公園を除く。）、広場、水面その他これらに類する ものについて 〈令第135条の3〉	78
◇ 水面、線路敷その他これらに類するものについて 〈令第135条の4〉	79

法第56条の2 日影による中高層の建築物の高さの制限

◇ 日影により制限を受ける建築物について	80
◇ 道路、水面、線路敷その他これらに類するものについて 〈令第135条の12〉	81
◇ 日影により制限を受ける建築物について 〈令第135条の13〉	82
◇ 日影規制に係る確認申請添付図書、日影図作成における標準緯度等について	83

法第86条の7 既存の建築物に対する制限の緩和

◇ 土地区画整理事業の施行による換地に伴う、既存不適格建築物について	87
------------------------------------	----

法第88条 工作物への準用

◇ 都市計画区域外の工作物の申請について	88
◇ 工作物の高さについて 〈令第138条〉	89
◇ 擁壁・鉄柱等の工作物申請の申請件数について 〈令第138条〉	91
◇ 神社の鳥居について 〈令第138条〉	92
◇ 確認申請（工作物）に必要な擁壁の構造基準について 〈令第138条、令第142条〉	93
◇ 建築物を建築する目的以外で2mを超える擁壁を築造する場合の工作物 申請の要否について 〈令第138条〉	94
◇ 遊戯施設の移設に伴う確認申請について	95
◇ 製造施設等の工作物について 〈令第138条〉	96

法第92条 面積、高さ及び階数の算定

- ◊ 水路占用等を受けた場合の敷地面積の算定について〈令第2条〉 97
- ◊ 建築面積の算定について〈令第2条〉 98
- ◊ 床面積の算定方法等について〈令第2条〉 100
- ◊ 小屋裏物置等の取り扱いについて〈令第2条〉 101
- ◊ 建築物と構造的に一体的な周壁を有するからぼり（ドライエリア）がある場合の地盤面の取り方について〈令第2条〉 103
- ◊ 屋上に設置される建築設備等の高さの算定について〈令第2条〉 104
- ◊ 越屋根のある建築物の軒の高さの算定方法について〈令第2条〉 105
- ◊ 片流れ屋根で棟高の異なる建築物の軒の高さの算定方法について〈令第2条〉 106

法その他

- ◊ 付近見取り図について〈規則第1条の3〉 107

「奈良県建築基準法施行条例」の取扱い

- ◊ 第24条、25条 自動車車庫等の出入口、前面空地について 108

「奈良県建築基準法施行条例」の運用に係るQ & A

- ◊ 第3条 崖に近接する建築物 111
- ◊ 第4条 長屋 113
- ◊ 第8条 特殊建築物等の敷地の路地状部分の幅員 115
- ◊ 第20条 下宿等の配置 117